

倫理委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づき、本会が本県スポーツの統括組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの原点であるルールとフェアプレー精神に則り加盟団体共々、常に健全で公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟規程、日本体育協会スポーツ憲章など関係規程の遵守に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申する。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、公益財団法人高知県体育協会総務委員会委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長及び副委員長は、総務委員会委員長及び副委員長をもって充てる。

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は委員の任期とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事若干名をおく。

- 2 幹事は、委員長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の業務について、委員を補佐する。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員会の運営及び同規程第2条に掲げる内容について審議決定する。
- 3 委員会の会議は、委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の会議の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、本会会長は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について、必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附則

この規程は、平成26年8月26日から施行する。